



2022年 5月31日

各 位

会 社 名 エステールホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 丸山 雅史  
(コード:7872、東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 河合 瑞人  
電 話 番 号 03 - 5777 - 5120

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第64回定時株主総会にて下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 業務効率の向上と本社固定費の削減のため、本社の移転を予定しています。

この移転に伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都港区から東京都渋谷区に変更するものであります。なお、変更につきましては、2022年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けます。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催 2022年6月29日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>第1章総則</p>	<p>変更案</p>
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p>
<p>第4条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第4条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第16条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第32条 (現行どおり)</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>附則</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第1条 現行定款第15条 (参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第15条 (電子提供 措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生 ずるものとする。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条 (参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>3. 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会 の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第2条 定款第3条 (本店の所在地) の規定変更は、2022年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;新設&gt;</p>